

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年三月二十二日集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十五日

三重県津市小舟一〇八一番地八三

殿舟団地共用施設団地管理組合法人

清算人 野口 正樹

第十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
(単位:円)

流動資産 六二、七七七、〇三三
固定資産 一、三八四、七一六
資産の部 六三、一六一、七四九

負債及び正味財産の部 七、〇九四、一七九
流動負債 六、六七九、三九七
固定負債 一三、七七三、五七六
負債の部計 四九、三八八、一七三
正味財産の部計 六三、一六一、七四九
負債及び正味財産の部計 一、二一五、九二二

茨城県つくば市天久保二丁目一番一七号

特定非営利活動法人つくば臨床検査教育・研究センター 理事長 滝野 寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区志茂四丁目二〇番地二、最後の住所青森市大字田茂木野字阿部野六三番地二 特別養護老人ホーム正寿園 被相続人 亡 奈良岡 勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

青森市安方二丁目九番一六号 イエスワン

ビル二階 いそ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 儀 裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市柴崎一七二番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 柴田 栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

茨城県稲敷郡阿見町中央三丁目二一七

ナカビル阿見二階 阿見法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市木戸町六四七番地、最後の住所群馬県館林市木戸町五八六番地の一 被相続人 亡 飯沼美佐雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

群馬県前橋市南町三二一―一四

山岡俊介法律事務所

相続財産清算人 山岡 俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市上室田町四一―三番地、最後の住所群馬県高崎市上室田町四一―三番地 被相続人 亡 櫻井 義英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

群馬県前橋市表町二丁目三番六号前橋第一ビル九階

相続財産清算人 弁護士 大谷 雅昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡大泉町大字古海五四六番地一、最後の住所群馬県邑楽郡大泉町大字古海五四六番地の一 被相続人 亡 高野 有哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

群馬県前橋市元総社町二一六―二 ライズ

グレースA一〇三 法律事務所わだち

相続財産清算人 弁護士 小河原 亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市錦町三丁目一三六―一番地、最後の住所群馬県桐生市菱町一丁目五九八番地の一 被相続人 亡 鈴木 達哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

群馬県前橋市古市町一五〇―一吉野屋ビル三〇三新前橋法律事務所

相続財産清算人 弁護士 林 浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市本町四丁目三二九番地五、最後の住所群馬県桐生市本町四丁目三二九番地 被相続人 亡 青柳 寛昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

群馬県高崎市金古町一三二―一番地 弁護士 法人龍馬ぐんま事務所

相続財産清算人 弁護士 星野 啓次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市強戸町二〇一六番地、最後の住所群馬県太田市強戸町一三〇番地 被相続人 亡 川田キクイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

群馬県高崎市檜物町一一二

相続財産清算人 弁護士 横地 宏紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市朝倉町一〇〇番地、最後の住所群馬県前橋市朝倉町一〇〇番地 被相続人 亡 渡辺 勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

群馬県前橋市間屋町二丁目一三番一〇号MS BUILDING前橋間屋町二〇一〇号

相続財産清算人 弁護士 岡部 裕也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市富田橋二丁目五六番地、最後の住所埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷八〇番地二 被相続人 亡 三木 昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

埼玉県鶴ヶ島市若葉一丁目一六番地一五田口法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田口 博章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字萱沼三七―一番地、最後の住所埼玉県川越市通町一―一番地一八 被相続人 亡 堀越 満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

埼玉県川越市野田町一丁目一〇番地七八しらゆり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 昆 佳子

第4期決算公告

令和8年5月15日
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天シンフォニー株式会社

代表取締役
チャラッド・スリオアストーア

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額(百万円)
資産の部	流動資産	84,698
	固定資産	236,948
資産合計		321,647
負債純資産及び部	流動負債	17,943
	固定負債	582
	資本	303,121
	剰余金	100
	本剰余金	301,032
	利益剰余金	1,988
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,988
負債・純資産合計		321,647